

茂原市国民保護計画

資 料 編

《1》 条例、要綱等

〈協議会関係〉

1. 茂原市国民保護協議会条例 <資料1-1>・・・111
2. 茂原市国民保護協議会運営要綱 <資料1-2>・・・112
3. 茂原市国民保護協議会幹事会運営要綱 <資料1-3>・・・113

〈対策本部関係〉

茂原市国民保護対策本部及び茂原市緊急対処事態対策本部条例

<資料1-4>・・・114

〈省令、告示等〉

1. 武力攻撃事態における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令 <資料1-5>・・・116
2. 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準 <資料1-6>・・・124
3. 火災・災害等即報要領 <資料1-7>・・・132
4. 赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン <資料1-8>・・・151

《2》 関係機関及び連絡先一覧表

1. 指定地方行政機関（自衛隊含む） <資料2-1>・・・164
2. 千葉県（県警察含む） <資料2-2>・・・164
3. 市町村 <資料2-3>・・・165
4. 消防本部、消防署等 <資料2-4>・・・165
5. 指定公共機関 <資料2-5>・・・166
6. 指定地方公共機関 <資料2-6>・・・167
7. 水道部、その他関係機関 <資料2-7>・・・167

《3》 避難・救援関係

〈基本情報〉

1. 地形図 <資料3-1>・・・168
2. 月別平均気温、降水量 <資料3-2>・・・169
3. 字別人口・世帯数構成 <資料3-3>・・・170
4. 年齢別人口構成 <資料3-4>・・・171
5. 人口集中地区 <資料3-5>・・・172
6. 道路網図 <資料3-6>・・・173
7. 鉄道網図 <資料3-7>・・・174

〈避難救援〉

避難施設の指定状況

<資料3-8>・・・175

〈備蓄物資〉

1. 市備蓄物資（総務課防災対策室で備蓄している物資） <資料3-9>・・・176
2. 関係機関との協定一覧 <資料3-10>・・・177

《1》 条例、要綱等

〈協議会関係〉

<資料1-1>

1. 茂原市国民保護協議会条例

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、茂原市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、30人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、幹事30人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 茂原市国民保護協議会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、茂原市国民保護協議会条例（平成18年茂原市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定により、茂原市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会長の職務代理)

第2条 条例第3条の規定により会長の職務を代理する委員は、茂原市副市長の職にある委員とする。

(委員)

第3条 委員は、事故その他やむを得ない事由により、協議会に出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に届出し、代理人を出席させることができる。

(会長の専決処分)

第4条 会長は、次の各号の一に該当するときは、協議会で処理すべき事項を処分することができる。

- (1) 会長において、協議会を招集する暇がないと認めたとき。
- (2) 軽易な事項で、すみやかに措置を要するとき。
- 2 一部特定の機関にのみ関係のある事項については、会長が関係委員と協議して処分することができる。
- 3 会長は、全各号の規定による処分については、次の協議会にその旨を報告しなければならない。

(部会)

第5条 部会は部会長が招集する。

- 2 部会長は、部会を招集するときは、あらかじめ会長にこれを通知し、部会の経過及び結果を協議会に報告しなければならない。
- 3 部会に運営に関して必要な事項は別に定める。

(幹事会)

第6条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会に幹事長を置き、幹事長は、茂原市総務部総務課防災対策室長の職にある幹事をもって充てる。
- 3 幹事会は、幹事長が招集する。
- 4 幹事会の運営に関して必要な事項は別に定める。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、茂原市総務部総務課に置く。

附 則

この要綱は、平成18年9月4日から施行する。

3. 茂原市国民保護協議会幹事会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、茂原市国民保護協議会運営要綱（平成18年3月28日施行）第6条第3項の規定により、茂原市国民保護協議会幹事会（以下「幹事会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 幹事会は、茂原市国民保護協議会条例（平成18年条例第1号）第5条に規定する幹事及び会長が必要と認めた有識者を持って組織する。

- 2 会長は、会務を総理し幹事会を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第3条 幹事会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 幹事会は、幹事の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 幹事会の議事は、出席した幹事の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事の権限の委任)

第4条 幹事が幹事会に出席できないときは、当該幹事と同一の機関又は組織に属する者で、あらかじめ当該幹事が指名する者にその権限を委任することができる。

(事務局)

第5条 幹事会の事務局は、茂原市総務部総務課に置く。

附 則

この要綱は、平成18年9月4日から施行する。

〈対策本部関係〉

〈資料 1 - 4〉

1. 茂原市国民保護対策本部及び茂原市緊急対処事態対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び第183条において準用する法第31条の規定に基づき、茂原市国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び茂原市緊急対処事態対策本部（以下「緊急対処事態対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

- 2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。
- 3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。
- 4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

- 2 本部長は、法第28条第6項の規定により、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部に、国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(準用)

第6条 第2条から前条までの規定は、緊急対処事態対策本部について準用する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項は、各本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

〈省令、告示等〉

<資料1－5>

1. 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令

(平成17年総務省令第44号)

(安否情報の収集方法)

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第94条第1項及び第2項（法第183条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第2号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

(安否情報の報告方法)

第2条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「令」という。）第25条第2項（令第52条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法第94条第1項及び第2項（法第183条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第3号により記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の照会方法)

第3条 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第26条第1項（令第52条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第4号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険

の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するみに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあつては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

- 3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

（安否情報の回答方法）

第4条 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第5号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の提供）

第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

（注この条は、平成19年4月1日からの施行となる。）

附則（抄）

（施行期日）

第1条 この省令は、平成17年4月1日から施行する。

附則（抄）

（施行期日）

第1条 この省令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、本則に1条を加える改正規定及び附則第2条の別表の改正規定のうち第5条に係る部分については、平成19年4月1日から施行する。

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	〒
⑥国籍	日 本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷（疾病）の該当	負 傷 非 該 当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入してください。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は、備考欄にご記入願います。

安否情報収集様式（死者住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	〒
⑥国籍	日 本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入してください。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は、備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日		
殿		
総務大臣 （都道府県知事） （市町村長）		
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日 本 その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」、又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 武力攻撃等により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」、と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分
茂 原 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況 時分

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

2. 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び基準

厚生労働省告示第三百四十三号（平成十六年九月十七日）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十条第一項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のとおり定め、平成十六年九月十七日から適用する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

（救援の程度及び方法）

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第十条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第七十五条第一項各号及び令第九条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第十三条までに定めるところによる。

- 2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。
- 3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、その長）は、第一項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

（収容施設の供与）

第二条 法第七十五条第一項第一号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

- イ 避難住民（法第五十二条第三項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第二条第四項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）により現に被害を

- 受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。
- ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。
- ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、一人一日当たり三百円（冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。
- ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、一戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。
- (1) 一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを標準とし、その設置のための費用は二百三十四万二千元以内とすること。
- (2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、一人一日当たり三百円（冬季については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。
- ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、一施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。
- ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。
- ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。
- チ 法第八十九条第三項の規定により準用される建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十五条第一項本文、第三項及び第四項並びに景観法（平成十六年法律第百十号）第七十七条第一項、第三項及び第四項並びに法第三百三十一条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条及び第七条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

二 応急仮設住宅

- イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。
- ロ 一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、二百三十八万五千円以内とすること。
- ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

(炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給)

第三条 法第七十五条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

- イ 避難所（長期避難住宅を含む。以下同じ。）に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示（法第五十四条第二項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要がある者に対して行うものであること。
- ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
- ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千十円以内とすること。

二 飲料水の供給

- イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。
- ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第四条 法第七十五条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。
- 二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。
 - イ 被服、寝具及び身の回り品

- ロ 日用品
- ハ 炊事用具及び食器
- ニ 光熱材料

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	一万七千二百円	二万二千百円	三万二千六百円	三万九千百円	四万九千五百円	七千二百円
冬季	二万八千四百円	三万六千七百円	五万二千二百円	六万百円	七万五千四百円	一万三百円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

（医療の提供及び助産）

第五条 法第七十五条第一項第四号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療の提供

- イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。
- ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）がその業務を行う場所をいう。以下同じ。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。
- ハ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

二 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 分べんの介助

(2) 分べん前及び分べん後の処置

(3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第六条 法第七十五条第一項第五号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

二 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第七条 法第七十五条第一項第六号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ 棺（附属品を含む。）

ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ハ 骨つぼ及び骨箱

三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人十九万九千円以内、小人十五万九千二百円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第八条 法第七十五条第一項第七号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。
- 二 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第二条第一号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。
- 三 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第九条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第一号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなつた後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものであること。
- 二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五十万円以内とすること。

(学用品の給与)

第十条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第二号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（盲学校、聾学校及び養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。
- 二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。
 - イ 教科書
 - ロ 文房具

ハ 通学用品

三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

- (1) 小学校児童及び中学校生徒教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費
- (2) 高等学校等生徒正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

- (1) 小学校児童一人当たり四千百円
- (2) 中学校生徒一人当たり四千四百円
- (3) 高等学校等生徒一人当たり四千八百円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の捜索及び処理)

第十一条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第三号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の捜索

- イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものであること。
- ロ 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

二 死体の処理

- イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。
- ロ 次の範囲内において行うこと。
 - (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - (2) 死体の一時保存
 - (3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千三百円以内とすること。

- (2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること
- (3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

(武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第十二条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第四号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなつた後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。
- 二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり十三万七千円以内とすること。

(救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第十三条 法第七十五条第一項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

- 一 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。
 - イ 飲料水の供給
 - ロ 医療の提供及び助産
 - ハ 被災者の捜索及び救出
 - ニ 死体の捜索及び処理
 - ホ 救済用物資の整理配分
- 二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

3. 火災・災害等即報要領

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1)「第2 即報基準」に該当する火災又は事故((1)において「火災等」という。)が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合をいう。（1）及び（5）において同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

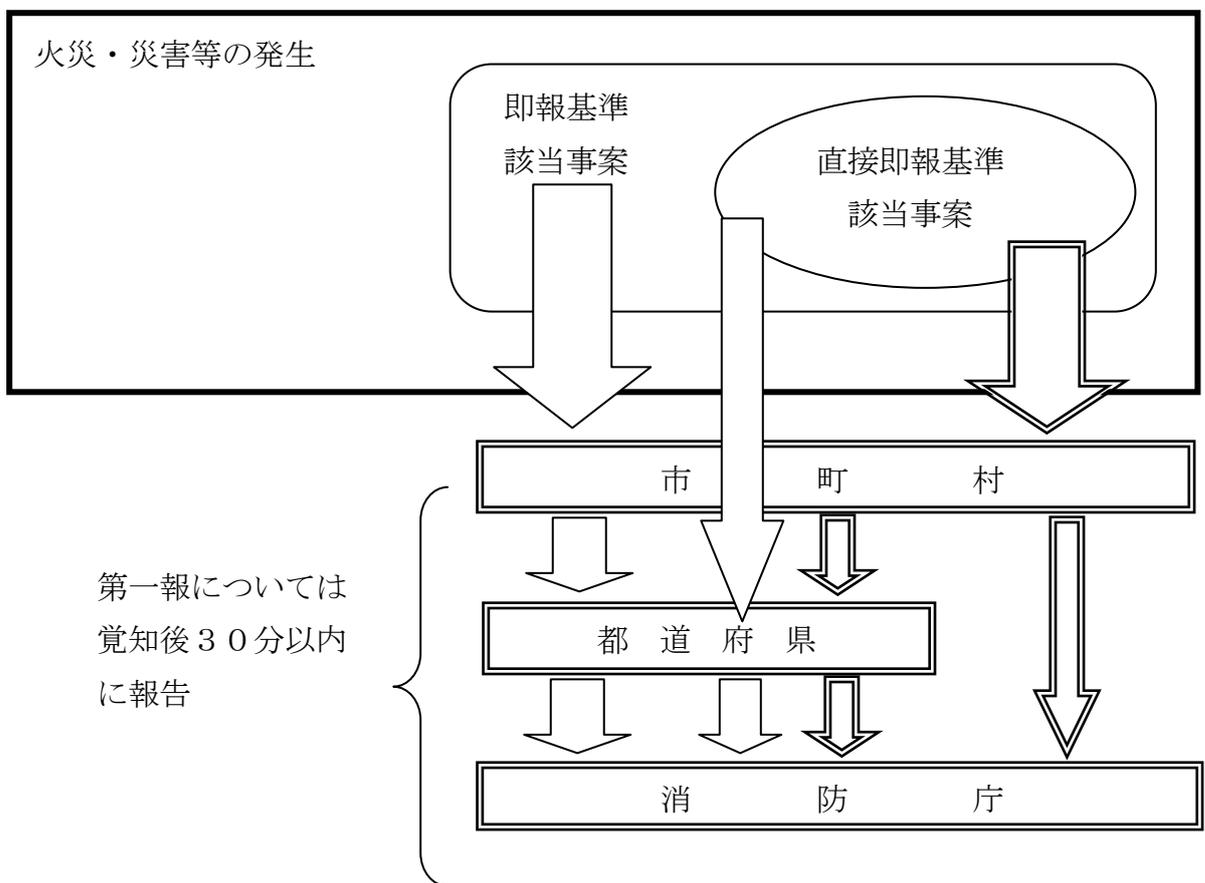
(2)「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。

(3)「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防

庁に報告を行うものとする。

(4)「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5)市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。



4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。

ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い火災・災害等

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

(2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

(3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。

(4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、

都道府県に報告するものとする。

- (5) (1)から(4)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請したもの
- 3) 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

3) 特定事業所内の火災（(1)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

2) 負傷者が5名以上発生したもの

3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

5) 海上、河川への危険物等流出事故

6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害

1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認めら

れるもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故

(例示)

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- ・消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの

- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの

イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- 1) 臨時火山情報が発表され、登山規制又は通行規制等を行ったもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じ又は生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ。

ウ 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ
- 2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- 3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - ① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害

第2の1の(2)のエに同じ。

オ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

カ 爆発、異臭等の事故であって報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの(武力攻撃事態等または緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。)

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

2) バスの転落等による救急・救助事故

3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ。

4 災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領(「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」)の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式(火災)

(1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動の状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等(建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。)の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

2) 建物火災で個別基準の5)又は6)に該当する火災

ア 発見及び通報の状況

イ 延焼拡大の理由

ア) 消防事情 イ) 都市構成 ウ) 気象条件 エ) その他

ウ 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

エ り災者の避難保護の状況

オ 都道府県及び市町村の応急対策の状況(他の地方公共団体の応援活動を含む。)

3) 林野火災

ア 火災概況(火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等)

※必要に応じて図面を添付する。

イ 林野の植生

ウ 自衛隊の派遣要請、出動状況

エ 空中消火の実施状況(出動要請日時、消火活動日時、機種(所属)、機数等)

4) 交通機関の火災

ア 車両、船舶、航空機等の概要

イ 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害の場合

ア 原子力災害が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動の状況

出動した救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

<災害即報>

4 第4号様式

1) 第4号様式—その1 (災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

(ア) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

(イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

(ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

(エ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

(オ) その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

(例)

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況

- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

2) 第4号様式—その2 (被害状況即報)

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

(例)

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・災害ボランティアの活動状況

第1号様式(火災)

第 報

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

※ 爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他						
出火場所							
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	月 日 時 分 (月 日 時 分)				
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)				
出火箇所			出火原因				
死傷者	死者(性別・年齢)		人	死者の生じた理由			
	負傷者	重症	人				
		中等症	人				
		軽症	人				
建物の概要	構造		建築面積				
	階層		延べ面積				
焼損程度	焼損棟数	全焼	棟	} 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積	m ²
		半焼	棟			建物焼損表面積	m ²
		部分焼	棟			林野焼損面積	a
		ぼや					
り災世帯数				気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)		台	人			
	消防団		台	人			
	その他			人			
救急・救助活動状況							
災害対策本部等の設置状況							
その他参考事項							

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、第二種、その他〕			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ()		物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()				
施設の概要	危険物施設の区分				
事故の概要					
死傷者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人)		
			重症 人 (人)		
			中等症 人 (人)		
			軽症 人 (人)		
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況			出場機関	出場人員	出場資機材
			自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
			消防本部 (署)	台 人	
			消防団	台 人	
	警戒区域の設定 月 日 時 分		海上保安庁	人	
	使用停止命令 月 日 時 分		自衛隊	人	
		その他	人		
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故等）

第 報

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等	人 (人)
	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽症 人 (人)	
不明	人		
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防・救急・救助 活動状況			
災害対策本部等 の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その1)

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 _____ 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)			(市町村)					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その2)

(被害状況即報)

都道府県				区分			被害	
災害名 ・ 報告番号	災害名			そ	田	流失・埋没	ha	
	第 報					冠水	ha	
報告者名	(月 日 時現在)			畑	流失・埋没	ha		
					冠水	ha		
文教施設		箇所						
病院		箇所						
道路		箇所						
人的被害	死者		人					
	行方不明者		人					
	負傷者	重傷		人				
		軽傷		人				
住家被害	全壊		棟					
			世帯					
			人					
	半壊		棟					
			世帯					
			人					
	一部破損		棟					
			世帯					
			人					
	床上浸水		棟					
			世帯					
			人					
床下浸水		棟			り	災世帯数	世帯	
		世帯			り	災者数	人	
		人			火災発生	建物	件	
非住家	公共建物		棟			危険物	件	
	その他		棟			その他	件	
				の	清掃施設	箇所		
				の	崖くずれ	箇所		
				の	鉄道不通	箇所		
				の	被害船舶	隻		
				の	水道	戸		
				の	電話	回線		
				の	電気	戸		
				の	ガス	戸		
				の	ブロック塀等	箇所		

区 分		被 害	災 害 対 策 策 置 本 状 部 況	都 道 府 県		
公 立 文 教 施 設	千円					
農 林 水 産 業 施 設	千円					
公 共 土 木 施 設	千円					
そ の 他 の 公 共 施 設	千円					
小 計	千円					
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団体					
そ の 他	農 業 被 害	千円	災 害 用 市 救 助 法	計	団体	
	林 業 被 害	千円				
	畜 産 被 害	千円				
	水 産 被 害	千円				
	商 工 被 害	千円				
そ の 他	千円		消 防 職 員 出 動 延 人 数	人		
被 害 総 額	千円		消 防 団 員 出 動 延 人 数	人		
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 ・ 119 番通報件数 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況					

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で例えば10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

4. 赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン

(平成17年8月2日赤十字標章等、特殊標章等に係る事務の運用に関する関係省庁連絡会議申合せ)

1 目的

このガイドラインは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第157条及び第158条に規定する事務を円滑に実施するため、武力攻撃事態等における赤十字標章等（国民保護法第157条第1項の特殊信号及び身分証明書並びに同条第2項の赤十字標章等をいう。以下同じ。）及び特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付又は使用の許可（以下「交付等」という。）に関する基準、手続等を定めることを目的とする。

2 赤十字標章等の交付等に関する基準、手続等

(1) 交付等の対象者

- ・許可権者（指定行政機関の長及び都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、指定都市の長。2(1)(②(ウ)を除く。)において同じ。)をいう。以下2において同じ。)は、次に定める区分に従い、赤十字標章等の交付等を行うものとする。

① 指定行政機関の長が交付等を行う対象者

- (ア) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の長が所管する医療機関
- (イ) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の職員（その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。）である医療関係者（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第18条の医療関係者をいう。以下2において同じ。）
- (ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の当該指定行政機関の長が所管する医療機関である指定公共機関
- (エ) (ア)から(ウ)までに定める対象者の委託により医療に係る業務（捜索、収容、輸送等）を行う者

② 都道府県知事が交付等を行う対象者

- (ア) 当該都道府県知事から国民保護法第85条第1項の医療の実施の要請、同条第2項の医療の実施の指示等を受けて、当該都道府県知事の管理の下に避難住民等の救援を行う医療機関及び医療関係者
- (イ) 当該都道府県知事から国民保護法第80条第1項の救援に必要な援助についての協力の要請等を受けて、当該都道府県知事の管理の下で行われる避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関及び医療関係者

(ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の当該都道府県知事が指定した医療機関である指定地方公共機関

(エ) ①(ア)から(ウ)まで及び②(ア)から(ウ)までに定める対象者以外の当該都道府県（地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあつては、指定都市。（2）(ア)において同じ。）において医療を行う医療機関及び医療関係者

(オ) (ア)から(エ)までに定める対象者の委託により医療に係る業務（捜索、収容、輸送等）を行う者

(2) 交付等の手続、方法等

- ・赤十字標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。

(ア) 指定行政機関又は都道府県の職員並びにこれらの者が行う医療のために使用される場所及び車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるための赤十字標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。

(イ) 対象者の委託により医療に係る業務（捜索、収容、輸送等）を行う者（以下(イ)において「受託者」という。）及び受託者が行う医療に係る業務を行う場所等を識別させるための赤十字標章等については、原則として当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。

(ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の対象者並びに当該対象者が行う医療のために使用される場所等を識別させるための赤十字標章等については、当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。

- ・許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに白地に赤十字の標章のみを交付することができる。
- ・許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法とのいずれを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される医療の内容等に応じて定めるものとする。ただし、赤十字標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において医療等を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては赤十字標章等の交付等を行わないものとする。
- ・許可権者は、申請書の保管、赤十字標章等の交付等をした者に関する台帳（当該台帳の様式の例は、別紙の様式2のとおりとする。）の作成など交付等した赤十字標章等の管理を行うものとする。
- ・赤十字標章等の交付等を受けた者は、赤十字標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、赤十字標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した赤十字標章等を返納しなければならない。

(3) 赤十字標章等の様式等

① 赤十字等の標章

- ・我が国関係者については、すべて白地に赤十字の標章を使用するものとする。なお、白地に赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章については、外国から派遣された医療関係者等による使用を想定している。
- ・白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章（以下(3)及び(7)において「赤十字等の標章」という。）は、状況に応じて適当な大きさとする。なお、赤十字、赤新月並びに赤のライオン及び太陽の形状のひな形は図1のとおりである。
- ・赤十字等の標章の赤色の部分の色は、金赤（CMYK値：C-0、M-100、Y-100、K-0、RGB値：#FF0000）を目安とする。ただし、他の赤色を用いることを妨げるものではない。

[図1]



- ・場所等を識別させるための赤十字等の標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から（特に空から）識別されることができるよう、可能な限り、平面若しくは旗に又は地形に応じた他の適当な方法によって表示するものとする。
- ・場所等を識別させるための赤十字等の標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は照明することができるものとするのが望ましい。
- ・赤十字等の標章の赤色の部分は、特に赤外線機器による識別を容易にするため、黒色の下塗りの上に塗ることができるものとする。
- ・対象者を識別させるために赤十字等の標章を使用する際は、できる限り赤十字等の標章を帽子及び衣服に付けるものとする。

② 特殊信号

- ・対象者が使用することができる特殊信号は、発光信号、無線信号及び電子的な識別とする。
- ・特殊信号の規格等については、1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）（以下「第一追加議定書」という。）附属書I第3章の規定によるものとする。

③ 身分証明書

- ・常時の医療関係者等の身分証明書は、第一追加議定書附属書I第2条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式3のとおりとする。
 - (ア) 赤十字等の標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。
 - (イ) できる限り耐久性のあるものであること。

- (ウ) 日本語及び英語で書かれていること。
 - (エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。
 - (オ) 所持者がいかなる資格において1949年8月12日のジュネーヴ諸条約（以下単に「ジュネーヴ諸条約」という。）及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、〇〇省の職員、救援を行う△△（医療機関）の職員又は医療関係者、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。
 - (カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦4センチメートル、横3センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。
 - (キ) 許可権者の印章（公印）が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。（いずれも印刷されたもので差し支えない。）
 - (ク) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う医療等の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。
 - (ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型（A B O式及びR h式）が記載されていること。
- ・ 臨時の医療関係者等の身分証明書については、原則として、常時の医療関係者等の身分証明書と同様のものとする。ただし、常時の医療関係者等の身分証明書と同様の身分証明書の交付等を受けることができない場合には、これらの者が臨時の医療関係者等として医療等を行っていることを証明し並びに医療等を行っている期間及び赤十字等の標章を使用する権利を可能な限り記載する証明書であって、許可権者が署名するものを交付等するものとする。この証明書には、所持者の氏名、生年月日及び当該医療関係者等が行う医療等の内容を記載するとともに、所持者の署名を付するものとする。
 - ・ 常時の医療関係者等及び臨時の医療関係者等の区別については、当該医療関係者等が行う医療等の内容、その期間等を勘案し、許可権者が決定することとする。
- (4) 赤十字標章等の使用に当たっての留意事項
- ・ 何人も、武力攻撃事態等において、赤十字標章等をみだりに使用してはならないとされていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。
 - (ア) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、当該赤十字標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。
 - (イ) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、医療を行っていない場合には、赤十字標章等を使用してはならない。
 - (ウ) 赤十字標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら医療

のために使用されていなければならない。

(5) 訓練及び啓発

- ・許可権者及び対象者は、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）についての訓練を実施するに当たって、赤十字標章等を使用するよう努めるものとする。
- ・国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における赤十字標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。

(6) 体制の整備等

- ・許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。
- ・許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における赤十字標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において赤十字標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。
- ・国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うものとする。
- ・国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁〕は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 平時における赤十字等の標章の使用等

- ・平時においては、(5)に定める場合を除いて、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和22年法律第159号。（7）において「赤十字標章法という。）の規定に基づき、日本赤十字社及び日本赤十字社の許可を受けた者に限って赤十字等の標章を使用することができるものとする。
- ・武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第9条第1項の対処基本方針が定められる前に日本赤十字社から赤十字等の標章の使用の許可を受けた者は、武力攻撃事態等においても、赤十字標章法第3条に規定する傷者又は病者の無料看護を引き続き行う場合に限り、改めて国民保護法に基づく交付等を受けることなく赤十字等の標章を使用することができるものとする。

3 特殊標章等の交付等に関する基準、手続等

(1) 交付等の対象者

- ・許可権者（国民保護法第158条第2項の指定行政機関長等をいう。以下3において同じ。）は、次に定める区分に従い、特殊標章等の交付等を行うものとする。なお、「国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者」とは、国民保護法第70条第1項、第80条第1

項、第115条第1項及び第123条第1項に基づいて、許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者等を指すものである。

① 指定行政機関の長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該指定行政機関の職員（その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該指定行政機関の長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該指定行政機関の長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (エ) 当該指定行政機関の長が所管する指定公共機関

② 都道府県知事が交付等を行う対象者

- (ア) 当該都道府県の職員（③(ア)及び⑤(ア)に定める職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該都道府県知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該都道府県知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (エ) 当該都道府県知事が指定した指定地方公共機関

③ 警視総監又は道府県警察本部長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該都道府県警察の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該警視総監又は道府県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該警視総監又は道府県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

④ 市町村長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該市町村の職員（当該市町村の消防団長及び消防団員を含み、⑤(ア)及び⑥(ア)に定める職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該市町村長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該市町村長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

⑤ 消防長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- (イ) 当該消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

⑥ 水防管理者が交付等を行う対象者

- (ア) 当該水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 交付等の手続、方法等

- ・ 特殊標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。

- (ア) 許可権者の所轄の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの及び当該国民保護措置に係る当該職員が行う職務のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。
- (イ) 許可権者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者又は許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、原則として当該対象者が許可権者に対して交付の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、許可権者が作成して交付するものとする。
- (ウ) 指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置に係る業務を行う者（当該指定公共機関又は指定地方公共機関の委託により国民保護措置に係る業務を行う者を含む。）又は当該指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、指定公共機関又は指定地方公共機関が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。
- ・許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができる。
 - ・許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法とのいずれを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される国民保護措置に係る職務、業務又は協力の内容等に応じて定めるものとする。ただし、特殊標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては特殊標章等の交付等を行わないものとする。
 - ・許可権者は、申請書の保管、特殊標章等の交付等をした者に関する台帳（当該台帳の様式の例は、別紙の様式2のとおりとする。）の作成など交付等した特殊標章等の管理を行うものとする。
 - ・特殊標章等の交付等を受けた者は、特殊標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した特殊標章等を返納しなければならない。
- (3) 特殊標章等の様式等
- ① 特殊標章
- ・特殊標章は、オレンジ色地に青色の正三角形とし、原則として次の条件を満たすものとする。なお、そのひな形は図2のとおりである。
 - (ア) 青色の三角形を旗、腕章又は制服に付する場合には、その三角形の下地の部分は、オ

レンジ色とすること。

(イ) 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。

(ウ) 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。

・特殊標章の大きさは、状況に応じて適当な大きさとする。

・特殊標章の色については、オレンジ色地の部分はオレンジ色（CMYK値：

C-0, M-36, Y-100, K-0、RGB値：#FFA500）を、青色の正三角形の部分については青色（CMYK値：C-100, M-100, Y-0, K-0、RGB値：#0000FF）を目安とする。ただし、他のオレンジ色及び青色を用いることを妨げるものではない。

[図2]



・場所等を識別させるための特殊標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から識別されることができるよう、可能な限り、平面又は旗に表示するものとする。

・場所等を識別させるための特殊標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は照明することができるものとするのが望ましい。

・対象者を識別させるために特殊標章を使用する際は、できる限り特殊標章を帽子及び衣服に付けるものとする。

② 身分証明書

・身分証明書は、第一追加議定書附属書 I 第15条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式4のとおりとする。

(ア) 特殊標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。

(イ) できる限り耐久性のあるものであること。

(ウ) 日本語及び英語で書かれていること。

(エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。

(オ) 所持者がいかなる資格においてジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、〇〇省の職員、△△県の職員、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。

(カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦4センチメートル、横3センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。

(キ) 許可権者の印章（公印）が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。

（いずれも印刷されたもので差し支えない。）

(ク) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う国民保護措置に係る職務、業務又は協力の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の国民保護措置を担当する部局における在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。

(ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型（A B O式及びR h式）が記載されていること。

(4) 特殊標章等の使用に当たっての留意事項

- ・何人も、武力攻撃事態等において、特殊標章等をみだりに使用してはならないとされていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。

(ア) 特殊標章等の交付等を受けた者は、当該特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

(イ) 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っていない場合には、特殊標章等を使用してはならない。

(ウ) 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(5) 訓練及び啓発

- ・許可権者及び対象者は、国民保護措置についての訓練を実施するに当たって、特殊標章等を使用するよう努めるものとする。

- ・国〔内閣官房、外務省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における特殊標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。

(6) 体制の整備等

- ・許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。

- ・許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における特殊標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において特殊標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。

- ・国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うものとする。

- ・国〔内閣官房、外務省、消防庁〕は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 平時における特殊標章の使用

- ・平時におけるいたずらな使用が武力攻撃事態等における混乱をもたらすおそれがあることにかんがみ、平時における特殊標章の使用については、(5)に定める場合を除いて使用しないこととする。

[様式 1]

(別紙)

赤十字
標章等に係る
特 殊
交 付
申請書
使用許可

平成 年 月 日

(許 可 権 者) 様

私は、国民保護法第157条又は第158条の規定に基づき、赤十字標章等又は特殊標章等の交付又は使用許可を以下のとおり申請します。

氏名：(漢 字) _____ (ローマ字) _____	生年月日(西暦) 年 月 日
申請者の連絡先 住 所：〒 _____ 電話番号： _____ E-mail： _____	写 真 縦4×横3cm (身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ)
識別のための情報(身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載) 身 長： _____cm 眼の色： _____ 頭髪の色： _____ 血液型： _____ (Rh因子 _____)	

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 (標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載)

(許可権者使用欄)
資 格： _____
証明書番号： _____ 交付等の年月日： _____
有効期間の満了日： _____
返納日： _____

[様式3]

表面

	<p>(この証明書を交付 等する許可権者の名 を記載するための余 白)</p>	
<p>身分証明書 IDENTITY CARD</p>		
<p>自衛隊の衛生要員等以外の 常時の 医療関係者用 臨時の</p>		
<p>PERMANENT for civilian medical personnel TEMPORARY</p>		
氏名/Name		
生年月日/Date of birth		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts(Protocol I) in his capacity as</p>		

交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card		
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry		

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
血液型/Blood type		

<p>所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</p>		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

[様式4]

表面

	<p>(この証明書を交付 等する許可権者の名 を記載するための余 白)</p>	
<p>身分証明書 IDENTITY CARD</p>		
<p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p>		
氏名/Name		
生年月日/Date of birth		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts(Protocol I) in his capacity as</p>		

交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card		
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry		

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
血液型/Blood type		

<p>所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</p>		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

《2》関係機関及び連絡先一覧表

<資料2-1>

1. 指定地方行政機関（自衛隊含む） 総務

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
関東農政局 千葉県拠点	地方参事官室 総括チーム	千葉市中央区 本千葉町10-18	TEL 043-224-5611 FAX 043(227)7135	県防災無線電話 TEL 656-721, 723 FAX 656-722
銚子地方気象台	技術課	銚子市 川口町2-6431	TEL 0479-22-0074 FAX 0479-23-4460	県防災無線電話 (技術課) TEL 178-721, 723 FAX 178-722, 724
陸上自衛隊 下志津駐屯地 (高射学校)	企画室	千葉市若葉区 若松町902	TEL 043-422-0221 (内 313) FAX 043-422-0221 (内 500)	県防災無線電話 TEL 500-9631 FAX 500-9632

<資料2-2>

2. 千葉県（県警察含む）

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
千葉県防災危機 管理部危機管理 課	危機管理室	千葉市中央区 市場町1-1	TEL 043-223-2168 FAX 043-222-1127	県防災無線電話 TEL500-7403~7405 FAX500-7100
	(勤務時間外) 情報通信管理室	千葉市中央区 市場町1-1	TEL 043-223-2178、2571 FAX 043-222-5219	県防災無線電話 TEL500-7223~7226 FAX500-7110
長生地域振興事 務所	地域振興課	茂原市 茂原1102-1	TEL 22-1711 FAX 24-0459	県防災無線電話 TEL507-721, 723 FAX507-722
長生健康福祉セ ンター	総務企画課	茂原市 茂原1102-1	TEL 22-5167 FAX 24-3419	県防災無線電話 TEL507-741, 743 FAX507-742
長生土木事務所	調整課	茂原市 茂原1102-1	TEL 26-3702 FAX 25-3343	県防災無線電話 TEL507-730, 731 FAX507-732
千葉県警察本部	警備課	千葉市中央区 長洲1-9-1	TEL 043-201-0110	県防災無線電話 TEL500-7383 FAX500-7397
茂原警察署	警備課	茂原市 早野新田7	TEL 22-0110 FAX 22-0110	

<資料2-3>

3. 市町村

名 称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の 連絡方法
一宮町	総務課	一宮町 一宮2457	TEL 0475-42-2111 FAX 0475-42-2465	県防災無線電話 TEL421-721 FAX421-722
睦沢町	総務課	睦沢町 下之郷1650-1	TEL 0475-44-2500 FAX 0475-44-1729	県防災無線電話 TEL422-721 FAX422-722
長生村	総務課	長生村 本郷1-77	TEL 0475-32-2111 FAX 0475-32-1194	県防災無線電話 TEL423-721 FAX423-722
白子町	総務課	白子町 関5074-2	TEL 0475-33-2111 FAX 0475-33-4132	県防災無線電話 TEL424-721 FAX424-722
長柄町	総務課	長柄町 桜谷712	TEL 0475-35-2111 FAX 0475-35-4732	県防災無線電話 TEL426-721 FAX426-722
長南町	総務課	長南町 長南2110	TEL 0475-46-2111 FAX 0475-46-1214	県防災無線電話 TEL427-721 FAX427-722
千葉市	危機管理課	千葉市中央区 千葉港1-1	TEL 043-245-5151 Fax 043-245-5597	県防災無線電話 TEL100-723 FAX100-722
市原市	防災課	市原市 国分寺台中央 1-1-1	TEL 0436-23-9823 Fax 0436-23-9556	県防災無線電話 TEL219-721 FAX219-722
大網白里市	安全対策課	大網白里市 大網115-2	TEL 0475 - 70 - 0303 Fax 0475 - 72 - 8454	県防災無線電話 TEL402-721 FAX402-722

<資料2-4>

4. 消防本部、消防署等

名 称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の 連絡方法
長生郡市広 域市町村圏 組合 消防本部	警防課	茂原市 茂原598	TEL 0475-20-0119 FAX 0475-24-1725	県防災無線電話 TEL623-721 FAX623-722
中央消防署		茂原市 茂原598	TEL 0475-24-0119 FAX 0475-25-8448	
本納分署		茂原市 本納2149-1	TEL 0475-34-2119 FAX 0475-34-4119	

5. 指定公共機関

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
東日本旅客鉄道(株) 千葉支社	庶務グループ 総務部(安全)	千葉市中央区 新千葉1-3-24	TEL 043-222-1001 Fax 043-225-9136	県防災無線電話 (指令室) TEL 640FAX 640
	茂原駅	茂原市町保1	TEL 0475-22-2642 Fax 0475-23-7918	
東日本電信電話(株)	千葉災害対策室	千葉市美浜区 中瀬1-6 NTT幕張ビル8F	TEL 043-211-8652 FAX 043-213-6065	県防災無線電話 TEL 9721 FAX 9722
東京電力 パワーグリッド(株)木更津支社	企画総括グループ	木更津市貝渕 3-13-40	TEL 0438-55-4733 FAX 0438-23-3586	県防災無線電話 TEL 649 FAX 649
	茂原事務所	茂原市 八千代2-3-1	TEL 38-6201 FAX 24-3404	
日本郵政(株) 茂原郵便局	総務課	茂原市 茂原248	TEL 22-2523 FAX 25-3109	
日本赤十字社 千葉県支部	総務課	千葉市中央区 千葉港4-1	TEL 043-241-7531 FAX 043-248-6812	県防災無線電話 TEL 657 FAX 657
NTTコミュニケーションズ(株)	ネットワーク事業部 統合ネットワーク部	東京都千代田区 内幸町1-1-6	TEL 03-5202-9909 FAX 03-5501-3014	
KDDI(株)	運用管理部 統括グループ	東京都新宿区 西新宿2-3-2 KDDIビル	TEL 03-3347-5299 FAX 03-3347-6243	
(株)NTTコム	災害対策室	東京都千代田区 永田町2-11-1	TEL 03-5156-1729 FAX 03-5156-0265	
(株)NTTコム 千葉支店	企画総務部	千葉市中央区 新町1000 センティタワー 16F	TEL 043-301-0335	
ソフトバンクモバイル(株)	コーポレートセキュリティ室	東京都港区 東新橋1-9-1東京 汐留ビルディング	TEL 03-6889-6304 FAX 03-6889-6603	
(株)テレビ朝日	報道企画部	東京都港区 六本木6-9-1	TEL 03-6406-1305 FAX 03-3405-3417	
(株)テレビ東京	報道局	東京都港区 虎ノ門4-3-12	TEL 03-5473-3192 FAX 03-5473-8483	
	総務局		TEL 03-5473-3053 FAX 03-3432-0814	
(株)東京放送	総務部	東京都港区 赤坂5-3-6	TEL 03-5571-2213 FAX 03-5571-2012	
(株)フジテレビジョン	報道局社会部	東京都港区 台場2-4-8	TEL 03-5500-8360 FAX 03-5500-8770	
日本テレビ放送網(株)	報道局ニュース政策部	東京都港区 東新橋1-6-1	TEL 03-6215-1382 FAX 03-6215-3563	

名 称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の 連絡方法
(株)TBSラジオ ネットコミュニケーション	経営企画室	東京都港区 赤坂5-3-6	TEL 03-5571-2709 FAX 03-5571-2975	
(株)日経ラジオ社	編成報道局	東京都港区 赤坂1-9-15	TEL 03-3368-3578 FAX 03-3583-9062	
(株)ニッポン放送	編成局報道部	東京都千代田区 有楽町1-9-3	TEL 03-3287-7622 FAX 03-3287-7696	
(株)文化放送	編成局報道製作部	東京都新宿区 若葉1-5	TEL 03-5269-2736 FAX 03-3357-2527	

<資料2-6>

6. 指定地方公共機関

名 称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の 連絡方法
大多喜ガス(株)	総務部 総務グループ	茂原市 茂原661	TEL 24-0010(夜間 24-6158) FAX 22-2785	県防災無線電話 (保安推進グループ) TEL646-721, 723, 724 FAX646-722
社団法人 茂原市長生郡 医師会	事務局	茂原市 八千代1-5-4	TEL 0475-24-3285 FAX 0475-24-3286	
千葉テレビ放 送(株)	報道政策局報道部	千葉市中央区 都町1-1-125	TEL 043-233-6681 FAX 043-231-4999	
(株)ベイエフエ ム	総務部	千葉市美浜区 中瀬2-6 WBG マリア ウエスト 27F	TEL 043-351-7841 FAX 043-351-7862	

<資料2-7>

7. 水道部、その他関係機関

名 称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の 連絡方法
長生郡市広域 市町村圏組合 水道部	管理課	茂原市 高師395-2	TEL 0475-23-9481 FAX 0475-25-9465	県防災無線電話 TEL669-721, 723 FAX669-722
茂原市社会福 祉協議会	事務局	茂原市 町保13-20	TEL 23-1969 FAX 23-6538	

《3》 避難・救援関係 〈基本情報〉

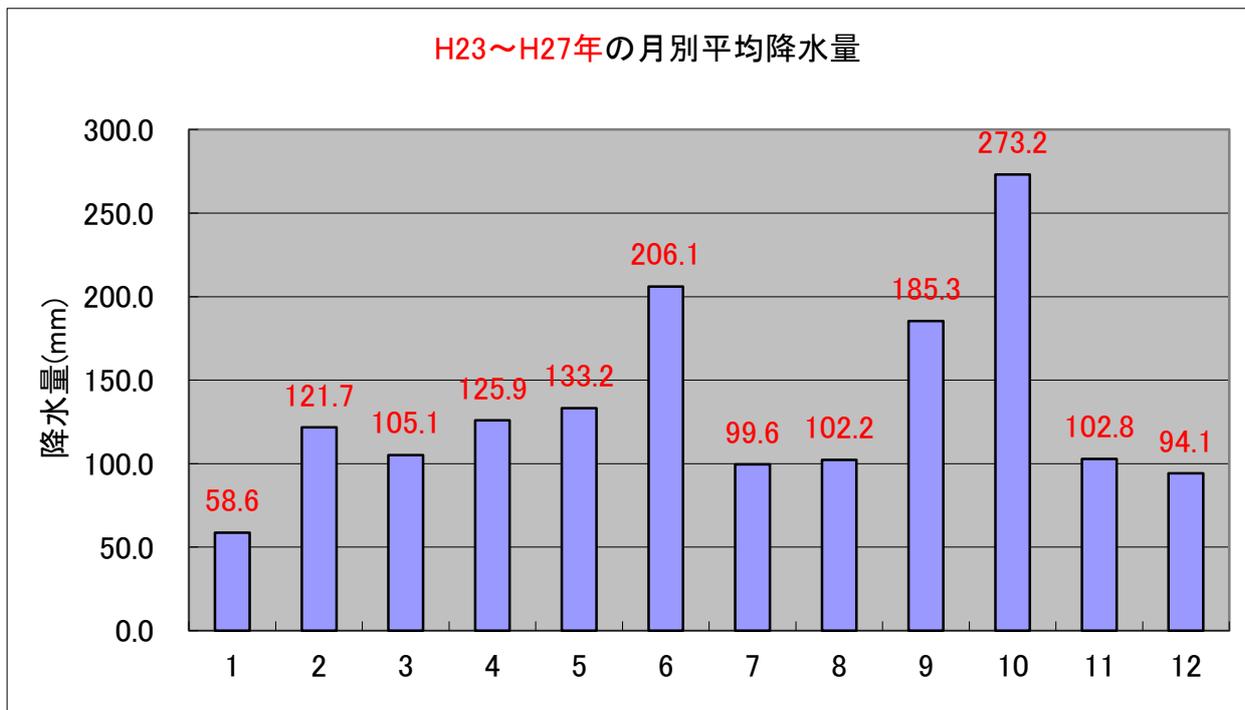
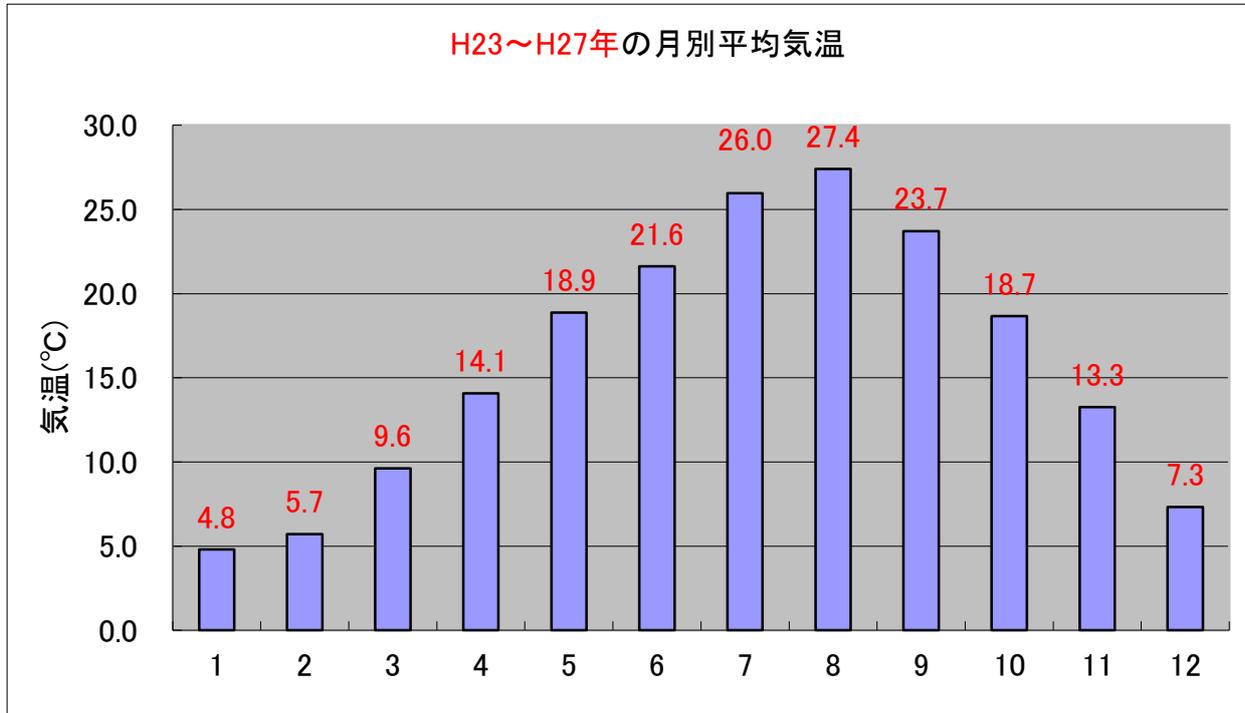
<資料3-1>

1. 地形図



<資料3-2>

2. 月別平均気温、降水量



<資料3-3>

3. 字別人口・世帯数構成

(平成28年4月1日現在)

	人 口			世帯数		人 口			世帯数
	合 計	男	女			合 計	男	女	
茂原	4,353	2,113	2,240	1,960	国府関	743	364	379	295
高師	5,721	2,788	2,933	2,645	真名	411	178	233	221
高師町1	76	34	42	39	山崎	341	179	162	142
高師町2	164	83	81	93	押日	1,442	717	725	610
高師町3	346	178	168	190	黒戸	89	45	44	28
萩原町1	473	211	262	192	庄吉	129	67	62	45
萩原町2	351	160	191	153	芦網	38	17	21	16
萩原町3	243	119	124	94	緑ヶ丘1	963	486	477	359
上林	1,929	944	985	811	緑ヶ丘2	239	114	125	101
鷺巣	934	481	453	407	緑ヶ丘3	799	373	426	326
上茂原	929	444	485	390	緑ヶ丘4	928	443	485	384
箕輪	235	118	117	108	緑ヶ丘5	291	142	149	110
長谷	594	304	290	249	二宮地区計	6,413	3,125	3,288	2,637
内長谷	355	171	184	150	早野	5,600	2,803	2,797	2,606
墨田	194	92	102	82	綱島	1,013	505	508	413
早野新田	976	478	498	449	中善寺	369	181	188	128
東茂原	1,758	848	910	748	石神	158	78	80	68
大芝	2,039	1,023	1,016	834	八幡原	1,008	499	509	424
千代田町1	61	28	33	30	六田台	393	203	190	176
千代田町2	263	133	130	121	緑町	1,156	591	565	535
八千代1	325	181	144	176	長清水	309	156	153	151
八千代2	207	110	97	101	五郷地区計	10,006	5,016	4,990	4,501
八千代3	156	90	66	98	上永吉	1,655	801	854	715
道表	308	159	149	159	下永吉	4,857	2,340	2,517	2,214
東部台1	533	244	289	218	猿袋	338	165	173	122
東部台2	1,059	536	523	427	三ヶ谷	973	491	482	403
東部台3	734	354	380	294	立木	431	222	209	184
東部台4	156	79	77	59	台田	109	53	56	43
小林飛地	15	9	6	7	野牛	104	47	57	37
中部	745	359	386	297	中の島町	1,666	810	856	731
茂原西	144	73	71	60	鶴枝地区計	10,133	4,929	5,204	4,449
高師台1	73	32	41	30	本納	3,018	1,459	1,559	1,372
高師台2	173	84	89	75	榎神房	78	46	32	24
高師台3	118	56	62	44	高田	349	174	175	133
茂原地区計	26,740	13,116	13,624	11,790	小萱場	15	7	8	7
千町	1,557	786	771	627	法目	1,860	920	940	768
六ツ野	2,279	1,121	1,158	916	西野	334	164	170	152
木崎	1,751	852	899	724	本納地区計	5,654	2,770	2,884	2,456
谷本	607	293	314	229	下太田	444	233	211	161
本小轡	973	476	497	422	上太田	363	187	176	135
小轡	278	137	141	99	大沢	181	92	89	66
新小轡	1,045	525	520	457	柴名	107	59	48	40
七渡	1,294	641	653	537	桂	125	60	65	43
東郷	6,162	3,043	3,119	2,710	吉井上	127	65	62	50
町保	1,301	626	675	607	吉井下	205	105	100	82
中之郷飛地	53	25	28	25	新治地区計	1,552	801	751	577
川島飛地	169	81	88	58	萱場	760	369	391	303
東郷地区計	17,469	8,606	8,863	7,411	弓渡	499	253	246	213
長尾	2,072	1,000	1,072	859	粟生野	1,597	811	786	699
大登	102	46	56	39	御蔵芝	257	131	126	125
小林	3,367	1,710	1,657	1,507	清水	349	181	168	151
渋谷	337	162	175	136	千沢	606	293	313	259
腰当	822	427	395	370	南吉田	1,467	723	744	615
北塚	876	438	438	381	豊岡地区計	5,535	2,761	2,774	2,365
豊田地区計	7,576	3,783	3,793	3,292	合計	91,078	44,907	46,171	39,478
茂原市総面積 99.92平方キロメートル					前月対比	△143	△74	△69	82
(平成26年全国都道府県市区町村面積調により、総面積が変更となりました)									

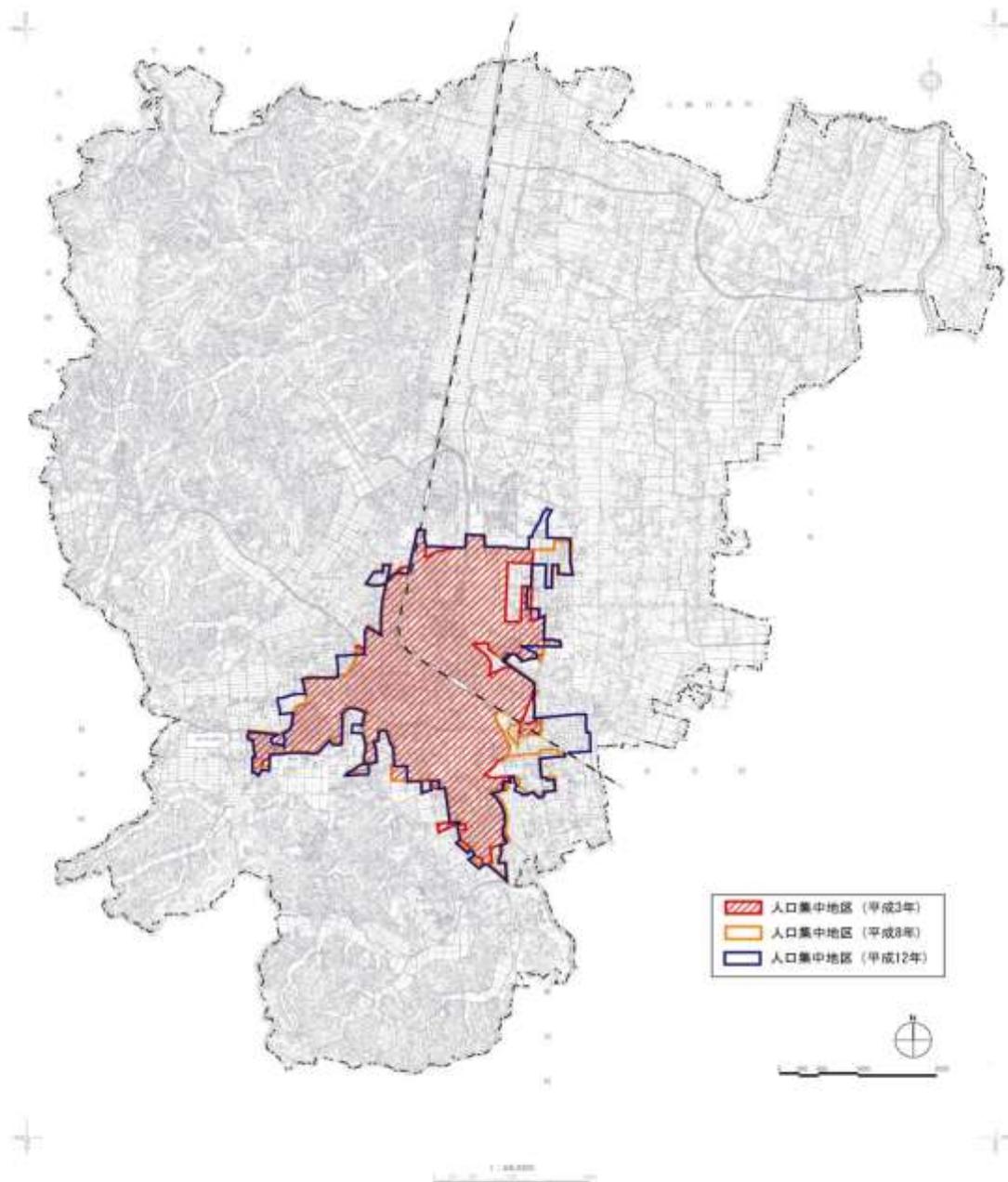
<資料3-4>

4. 年齢別人口構成

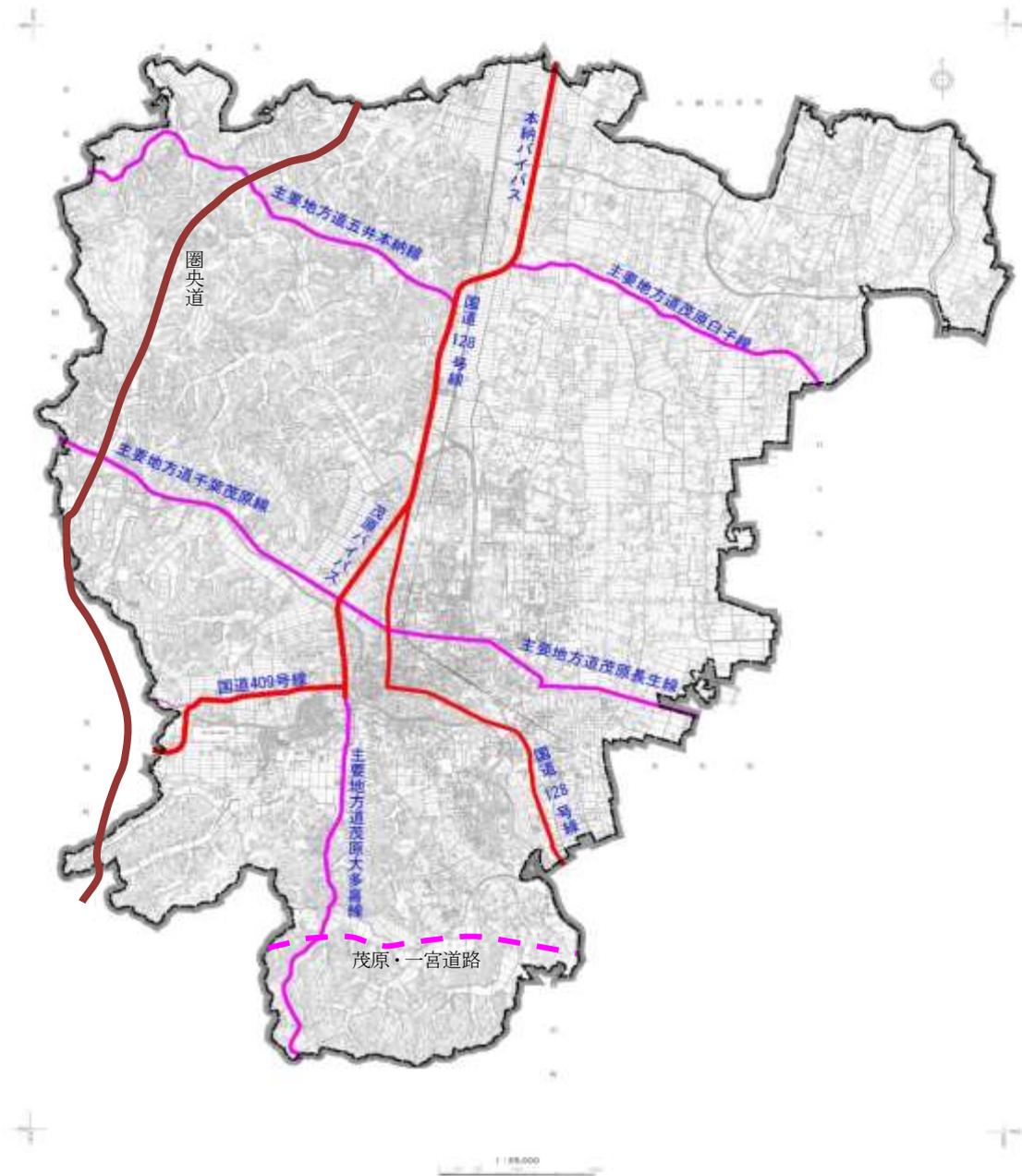
(平成28年4月1日現在)

区分	茂原市全域		
	男	女	計
90歳以上	290	1031	1321
85～89	784	1497	2,281
80～84	1,586	2,142	3,728
75～79	2,361	2,686	5,047
70～74	3,089	3,241	6,330
65～69	4,208	4,442	8,650
60～64	3,250	3,325	6,575
55～59	2,906	2,970	5,876
50～54	2,913	2,859	5,772
45～49	3,221	3,067	6,288
40～44	3,537	3,269	6,806
35～39	2,728	2,517	5,245
30～34	2,448	2,236	4,684
25～29	2,235	1,978	4,213
20～24	2,121	2,013	4,134
15～19	2,095	1,953	4,048
10～14	1,874	1,880	3,754
5～9	1,729	1,604	3,333
0～4	1,532	1,461	2,993
合計	44,907	46,171	91,078

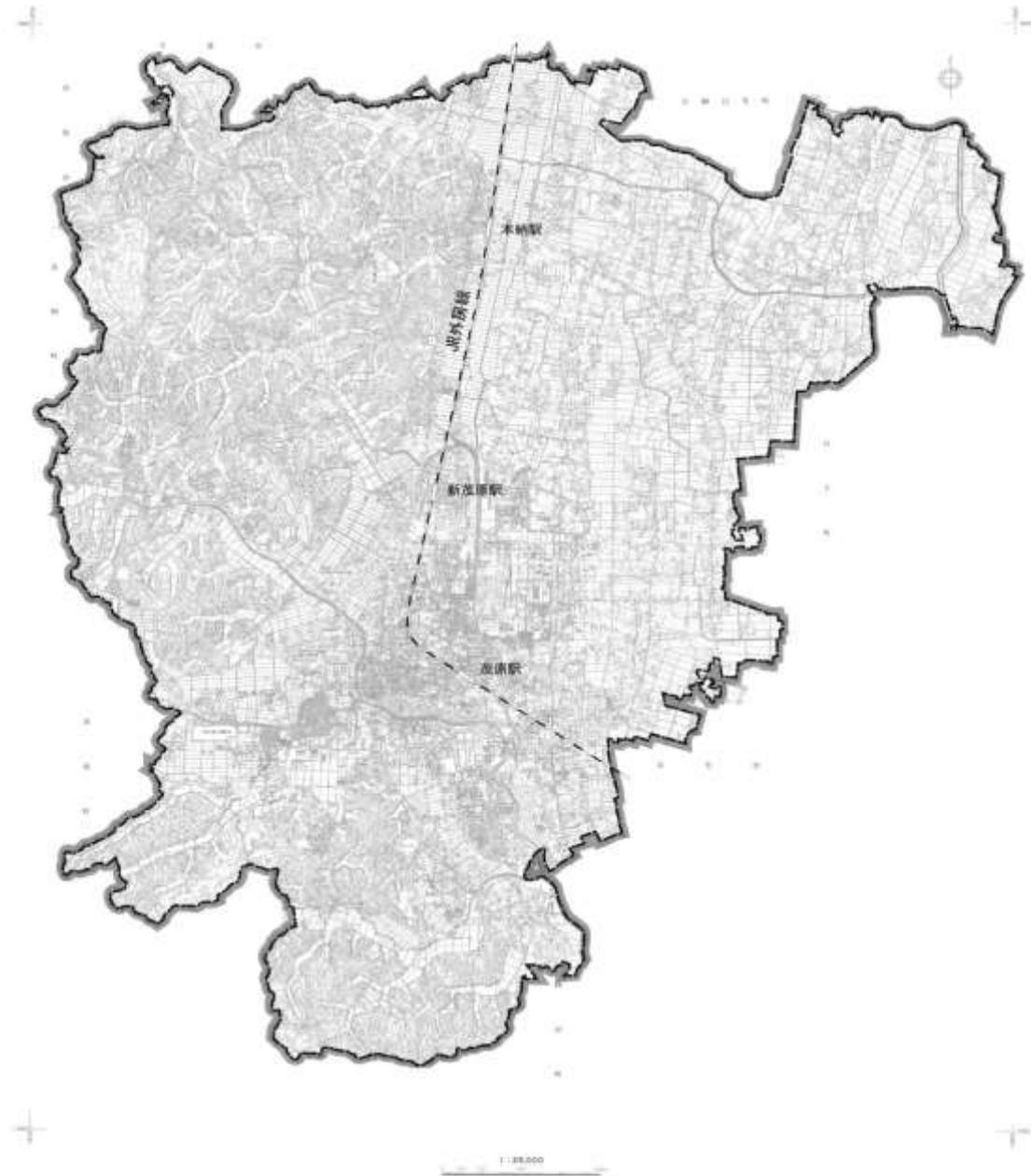
5. 人口集中地区



6. 道路網図



7. 鉄道網図



<避難救援>

1. 避難施設の指定状況

■ 茂原市内37施設（平成28年4月1日現在）

番号	施設の名称	施設の所在地	連絡先(市外局番 0475)		使用可能な部分の面積		収容人員		備考
			電話	FAX	屋内部分(m ²)	屋外部分(m ²)	屋内(人)	屋外(人)	
1	千葉県立長生高等学校	高師286	22-3378	22-3370	3,135	30,505	1,568	15,273	
2	千葉県立茂原高等学校	高師1300	22-4505	22-3180	1,515	23,817	758	11,909	
3	千葉県立茂原樟陽高等学校	上林283	22-3315	22-3999	1,110	31,283	555	15,642	
4	千葉県生涯大学校外房学園	本小轡319-1	25-8228		588	3,283	294	1,642	
5	茂原市総合市民センター	町保13-20	24-9511		3,685	17,400	1,843	8,700	
6	富士見公園	東郷2078			0	57,000	0	28,500	
7	中の島公園	中の島33-5			0	6,412	0	3,206	
8	道目木ポンプ場	下永吉466-5	25-3441		0	8,057	0	4,029	
9	茂原市豊田福祉センター	長尾148	26-1105		900	7,690	450	3,845	
10	茂原市五郷福祉センター	綱島656	25-7880		877	3,947	439	1,974	
11	茂原市豊岡福祉センター	粟生野2567-4	34-8321		617	2,000	309	1,000	
12	茂原市東郷福祉センター	谷本1887-1	25-5882		429	3,324	215	1,662	
13	茂原市中央公民館	茂原101	22-5072		1,362	1,362	681	681	
14	東部台文化会館	東部台1-7-15	23-8711		3,900	8,688	1,950	4,344	
15	茂原市立茂原小学校	茂原614	23-5155		1,281	6,600	641	3,300	
16	茂原市立西小学校	茂原1229-1	22-3719		657	8,870	329	4,435	
17	茂原市立萩原小学校	萩原1-17	22-2210		905	12,870	453	6,435	
18	茂原市立東部小学校	東部台1-9-1	23-5184		769	15,652	385	7,826	
19	茂原市市民体育館	高師2165	23-2811		7,658	15,165	3,829	7,583	
20	茂原市立茂原中学校	高師427	22-2320		1,126	24,506	563	12,253	
21	茂原市立東郷小学校	谷本142	22-2834		720	15,652	360	7,826	
22	茂原市立東中学校	東郷301	24-2141		1,134	9,705	567	4,853	
23	茂原市立鶴枝小学校	上永吉955	22-2829		784	5,724	392	2,862	
24	茂原市南中学校	上永吉1185-2	23-8825		1,253	28,300	627	14,150	
25	茂原市立中の島小学校	中の島町451	22-3910		831	10,186	416	5,093	
26	茂原市立中の島幼稚園	下永吉1056	24-8720		417	2,742	209	1,371	
27	茂原市立二宮小学校	国府関1415-1	22-3221		786	4,631	393	2,316	
28	茂原市立富士見中学校	押日1468	23-7141		945	39,689	473	19,845	
29	茂原市立緑ヶ丘小学校	緑ヶ丘4-38	22-0789		1,093	25,960	547	12,980	
30	茂原市立西陵中学校	緑ヶ丘1-53	22-8011		936	24,386	468	12,193	
31	茂原市立豊田小学校	長尾156	22-3779		849	6,833	425	3,417	
32	茂原市立五郷小学校	綱島1185	24-1161		727	13,466	364	6,733	
33	茂原市立早野中学校	早野206-1	25-0951		948	29,589	474	14,795	
34	茂原市立本納中学校	本納1623	34-2074		812	18,018	406	9,009	
35	茂原市本納公民館	本納1600	34-2349		1,287	1,389	644	695	
36	茂原市立新治小学校	下太田150	34-3154		781	5,294	391	2,647	
37	茂原市立豊岡小学校	弓渡255	34-7757		721	13,800	361	6,900	

収容人員は、1人あたり必要とするスペースを2㎡を基準に算定。

〈備蓄物資〉

1. 市備蓄物資（総務課防災対策室で備蓄している物資）

（平成28年4月1日現在）

物資名	特徴等	数量
ボート	アルミ製で6人乗り。オールを使用するものです。	7艇
救命胴衣	ボート乗船時に着用する救命衣。	20着
発電機	電気を発生させる機械。直流・交流両方の電気を発生させられます。	37台
投光器	夜間屋外での照明に使います。	37台
飲料水兼用貯水槽	飲料水と消防水利を兼用する貯水槽です。	11箇所 (640トン)
食料	水やお湯を入れて食べるアルファ米やクラッカーなど。	48,610食
救急医療セット	けがをした人を治療するのに必要なもので、救急箱とは違い、手術用品などが入っています。	2セット
救急箱	けがをした人を治療するのに必要な簡易なものです。	37セット
毛布	寝具として使います。	2,090枚
タオルケット	寝具として使います。	500枚
クイックマット	寝具として使います。	26枚
ラジオ	AM/FM両用で、情報を聞くものです。	35台
ストーブ	寒い時期の暖房用です。	37台

2. 関係機関との協定一覧

【関係機関との協定一覧】

整理番号	協定等先	協定等の名称	締結日・区分
1	千葉県及び県内各市町村	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	平成8年2月23日 【相互応援】
2	茨城県龍ヶ崎市	大規模災害における相互応援に関する協定書	平成24年10月9日 【相互応援】
3	国土交通省関東地方整備局	災害時の情報交換に関する協定	平成24年8月20日 【情報交換】
4	(社)茂原市長生郡医師会	災害時の医療活動に関する協定書	平成2年10月1日 【医療】
5	(社)茂原市長生郡歯科医師会	災害時の歯科医療活動に関する協定書	平成19年10月25日 【医療】
6	茂原市建設業組合	地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定	平成8年12月26日 【応急対策】
7	(株)サンエイロテック (株)富士精罐商事千葉営業所	災害時における道路交通安全施設に係る応急対策業務に関する協定	平成22年2月1日 【応急対策】
8	長生郡市管工事協同組合	災害時における応急給水対策に関する協定書	平成25年5月15日 【応急対策】
9	茂原市造園緑化組合	災害時及び感染症発生時における消毒活動に関する協定書	平成27年5月19日 【応急対策】
10	一般社団法人千葉県建築士会長生支部	地震災害時における応急対策活動に関する協定書	平成28年4月1日 【応急対策】
11	(株)日京クリエイト	災害時炊き出し活動に関する協定書	平成15年11月1日 【炊き出し】
12	茂原卸商業団地協同組合	災害時における物資の供給に関する協定書	平成11年5月24日 【物資】
13	生活協同組合ちばコープ	災害時における物資の供給に関する協定書	平成11年5月24日 【物資】
14	(社)千葉県エルピーガス協会長夷支部	災害時における緊急対応生活物資等の供給に関する協定書	平成20年4月1日 【物資】
15	(株)利根コカ・コーラボトリング	災害用飲料水等の供給協力に関する協定書	平成21年11月24日 【物資】
16	(株)カインズ	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	平成24年2月21日 【物資】
17	(株)イオンジャスコ茂原店	災害時における物資の供給及び施設の提供に関する協定書	平成18年6月30日 【物資】
18	長生農業協同組合	災害時における物資の供給等の協力に関する協定	平成25年10月4日 【物資】
19	(株)三晃	災害時における防災活動協力に関する協定書	平成24年7月30日 【物資】

整理 番号	協定等先	協定等の名称	締結日・区分
20	(株)ハヤシ	災害時における物資の供給協力に関する協定書	平成27年8月20日 【物資】
21	(株)セブンイレブン・ジャパン	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書	平成27年11月19日 【物資】
22	(株)アクティオ	災害時における災害時用トイレ等の供給協力に関する協定	成19年4月1日 【施設支援】
23	千葉県石油商業組合 茂原支部	災害時の燃料等の供給に関する協定	成21年7月29日 【燃料】
24	茂原市郵便局	災害時における茂原市内郵便局、茂原市間の協力に関する覚書	平成9年10月17日 【情報】
25	(株)東京電力木更津支社	茂原市防災行政無線の活用に関する協定書	平成20年10月10日 【情報】
26	(株)ヤフー	災害に係る情報発信等に関する協定	平成24年10月24日 【情報】
27	(株)東日本電信電話	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	平成25年6月14日 【情報】
28	長生郡市緊急無線通信隊	災害時の情報収集における応援協定書	平成27年1月27日 【情報】
29	(株)フューチャリンク ネットワーク、(株)マックス	茂原市防災・防犯情報の配信に関する協定書	平成28年11月16日 【情報】
30	双葉電子工業(株)	ドローンによる災害応急対策活動(撮影)に関する基本協定	平成28年11月25日 【情報】
31	NPO法人都市環境標識協会	避難誘導標識の設置及び維持管理に関する協定書	平成21年3月26日 【行政支援】
32	千葉県土地家屋調査士会	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書	平成24年7月4日 【行政支援】
33	東電タウンプランニング(株)千葉総支社	公告付避難場所等電柱看板に関する協定書	平成27年10月6日 【行政支援】
34	(社)茂原市社会福祉協議会	茂原市災害ボランティアセンターの設置運営等に関する協定	平成29年1月17日 【行政支援】
35	長生高校、茂原高校、茂原樟陽高校、生涯大学校外房学園	災害時における避難所等の施設利用等に関する協定書	平成29年2月9日 【避難所】
36	公立長生病院	大規模災害時における広域医療救護所に関する協定書	平成29年4月1日 【医療】
37	(公)千葉県建築士事務所協会	地震災害発生時における応急対策活動に関する協定書	平成29年4月7日 【行政支援】